

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1072800020号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	7
2. 事業所の概要	7
3. 事業実施地域及び営業時間	7
4. 職員の体制	8
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	8
6. サービスの利用に関する留意事項	11
7. 苦情の受付について	12
8. 秘密保持について	12
9. 虐待防止について	12
10. 身体拘束の禁止	13
11. 事故発生時の対応について	13
12. サービス事業所の紹介及び選定理由の説明について	14
13. 入院時における医療機関との連携促進について	14
14. 公正中立なケアマネジメントの推進	14
15. 感染症対策の強化	14
16. 業務継続に向けた取組の強化	14
17. ハラスメント対策の強化	14

1. 事業者

- (1) 法人名 赤堀・東福祉会 特別養護老人ホームサルビア荘
(2) 法人所在地 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2345
(3) 電話番号 0270-20-8090
(4) 代表者氏名 理事長 定方 英一

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的及び運営方針
在宅の高齢者が要介護状態になった場合に、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、公正中立に行います。
(3) 事業所の名称 特別養護老人ホームサルビア荘居宅介護支援事業所
・平成11年8月30日指定 群馬県1072800020号
(4) 事業所の所在地 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2345番地
(5) 電話番号 0270-20-8090
(6) 管理者名 八木原 勇輔
(7) 開設年月 平成11年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

群馬県伊勢崎市赤堀地区・東地区及びその他隣接する地区（三和町、波志江町、豊城町、本関町、日乃出町、境上刈名、境下刈名、太田市大久保町、大原町、新田上中町、みどり市笠懸久宮）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談に応じます。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く。
営業時間	月～金 8時30分～17時30分
サービス 提供時間帯	月～金 8時30分～17時30分 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤
1. 事業所長（管理者）	1 名	
2. 介護支援専門員	5 名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

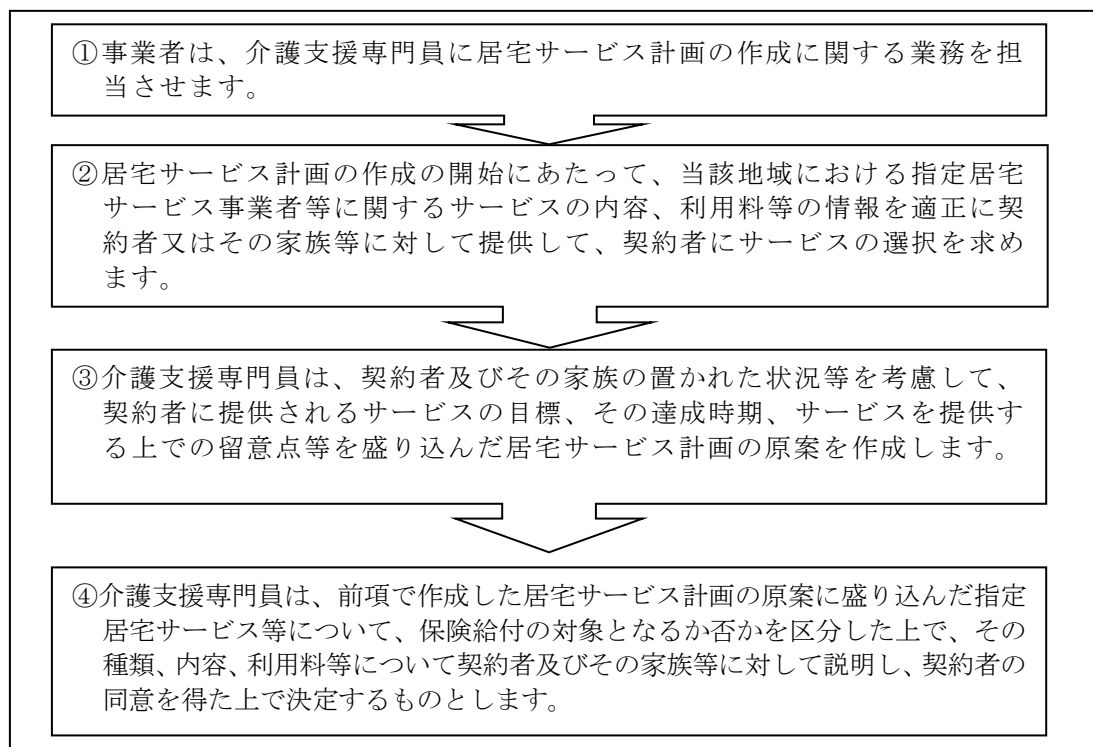
（１）サービスの内容と利用料金（契約書第 3～6 条、第 8 条参照）＊

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 I (i) 11,088 円	居宅介護支援費 I (i) 14,406 円
〃 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 I (ii) 5,554 円	居宅介護支援費 I (ii) 7,187 円
〃 45 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 I (iii) 3,328 円	居宅介護支援費 I (iii) 4,308 円

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,042 円を減額することとなります。
- （45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合）

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,063 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合、介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,552 円/月	入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 （提供方法は問わない）
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,042 円/月	入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 （提供方法は問わない）
	退 院 ・ 退 所 加 算	カンファレンス 参加無 4,594 円/1回 6,126 円/2回	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について入院中の担当医等との会議に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。 （入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。）
		カンファレンス 参加有 6,126 円/1回 7,657 円/2回 9,189 円/3回	
	特 定 事 業 所 加 算（Ⅰ）	5,298 円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1月につき）
	特 定 事 業 所 加 算（Ⅱ）	4,298 円	
	特 定 事 業 所 加 算（Ⅲ）	3,297 円	
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	510 円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに同席し、必要な情報提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報を受け、居宅介護サービス計画等に記録した場合（1月に1回を限度）
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 （1月に2回を限度）
	ターミナルケアマネジメント加算	4,084 円	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
	介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算	総単位数の 2.1%	職場環境、研修等の参加により算定要件を満たした場合（キャリアパスⅣの取得に準ずる）

※居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

（２）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

事業所からのキロ数に応じて 1 キロメートル 50 円を徴収します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）で料金が発生する場合、料金・費用は、１月ごとに計算し、１０日までにご請求しますので、２０日以内に現金支払いにてお支払い下さい。

お支払いいただきますと、サービス提供証明書・領収書を発行致します。

尚、料金の支払いを、３月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、７日以内に支払いがない場合、文章で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

担当介護支援専門員 氏 名

（２）介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 八 木 原 勇 輔

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

○電話番号 0270-20-8090

（2）行政機関その他苦情受付機関

伊勢崎市役所 介護保険担当課	所在地 電話番号 受付時間	群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410 (0270) 24-5111 8：30～17：15
太田市役所 介護保険担当課	所在地 電話番号 受付時間	群馬県太田市浜町2番35号 (0276) 47-1111 8：30～17：15
みどり市役所 介護保険担当課	所在地 電話番号 受付時間	群馬県みどり市笠懸町鹿2952 (0277) 76-2111 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	群馬県前橋市元総社町335-8 (027) 290-1323 9：00～16：30

8. 秘密保持について

- （1）事業者の介護支援専門員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様です。
- （2）事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- （3）事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）高齢者虐待防止の推進
- （2）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 八木原 勇輔
-------------	------------

- （3）成年後見制度の利用の支援及び苦情解決体制を整備しています。
- （4）虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的を開催するとともに、そ

の結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

- (5) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (6) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。(年1回以上)
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体拘束の禁止

事業者は身体拘束を禁止とします。ただし、居宅サービス事業者の判断により、本人または他の利用者等の生命・身体を保護するために、緊急時やむを得ない状況で、他に方法がないと認められた時は身体拘束等その行動を制限する場合があります。その場合には身体拘束を実施する居宅サービス事業者が本人またはご家族から同意を得てから実施するよう居宅サービス事業者に対して依頼します。また必要に応じ居宅サービス計画に反映します。

11. 事故発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
- (2) 事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村(保険者)に事故の概要を報告いたします。
- (3) 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (4) 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。
 - ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
 - ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
 - ③ 契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 契約者が、事業所もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

12. サービス事業者の紹介及び選定理由の説明について

利用者はケアプランに位置付ける指定居宅サービス事業所について、

- ①複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ②当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

13. 入院時における医療機関との連携促進について

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援する為、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えて下さい。なお、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管して頂けますようお願いいたします。

14. 公正中立なケアマネジメントの推進

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

15. 感染症について

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図っていきます。

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的実施します。(年1回以上)

16. 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。

介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。(年1回以上)

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. ハラスメント対策について

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い
同意を得て交付しました。

令和 年 月 日

事業者 事業者名 社会福祉法人 赤堀・東福社会
特別養護老人ホームサルビア荘 居宅介護支援事業所

説明者氏名 _____ 印

契約者 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援
サービスの提供開始に同意し、受領しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 () _____

代理人 私は、本人に代わり、上記署名を行います。

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 ）

電 話 () _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用
申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。